

滋賀県立河瀬高等学校複写サービス（進路指導室）契約書（案）

発注者 滋賀県立河瀬高等学校長 田濃 良和と 受注者 （落札業者）とは、次の条項により複写サービス（進路指導室）に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、受注者が発注者に複写サービスを提供するに際し、当該複写サービスの用に供する機械（以下「機械」という。）の適切な操作方法を指導するとともに、機械が常時正常な状態で稼働しうるように保守を行い、機械の稼働に必要な消耗品（用紙を除く。以下「消耗品」という。）を円滑に供給することおよび発注者がこれに対して複写サービス料金を支払うことを目的とする。

（履行期間）

第2条 履行期間は、令和8年12月1日から令和13年11月30日までとする。

（機械および設置場所）

第3条 機械および機械の設置場所は、別記のとおりとする。

（機械の納入期限）

第4条 機械の納入は第2条で規定する履行期間の開始までに前条の規定の設置場所に納入するものとする。

（複写サービス料金）

第5条 発注者が受注者に支払う複写サービス料金は、別記のとおりとする。ただし、別記記載の複写サービス料金には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まないものとする。

（複写サービス料金等の請求）

第6条 受注者は、毎月末において発注者の係員の確認を受けて、複写サービス数量を算出し、前条に規定する複写サービス料金および法令所定（消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83）の消費税等を合算した額（以下「複写サービス料金等」という。）を発注者に対して請求するものとする。

（複写サービス料金等の支払）

第7条 発注者は、受注者から前条の規定による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に複写サービス料金等を支払わなければならない。

2 発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による支払が遅れた場合には、受注者は発注者に対し、前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

（契約保証金）

第8条 契約保証金は免除する。

（第三者への委託等の禁止）

第9条 受注者は、当該業務の全部または一部を第三者に委託し、また請け負わせてはならない。ただし、受注者は、あらかじめ発注者に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。

- 2 発注者は受注者に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。
- 3 再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は受注者が負うものとする。

(契約不適合責任)

第 10 条 受注者は、第 4 条の規定による機械の納入後、本契約により定められた内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、発注者は受注者に対して、その契約不適合の修補または代替物の納入（以下「修補等」という。）を請求することができる。ただし、発注者が契約不適合の修補等を請求できるのは、当該契約不適合を知ったときから 1 年以内に受注者に対して通知した場合に限る。

- 2 発注者は、受注者が前項の契約不適合の修補等の請求に応じない場合は、受注者に対し、当該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 3 前 2 項に基づく請求は、発注者の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

(機械の保守)

第 11 条 受注者は、発注者が機械を常時正常な状態で使用できるように点検、調整を行うものとする。

- 2 点検、調整は、訪問により行う場合は毎月 1 回実施し、リモート保守により行う場合は常時監視することにより実施するものとする。
- 3 発注者から機械の障害の連絡を受けたとき（リモート保守を行う場合はリモート保守により障害を検知したときを含む）は、受注者は速やかに修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。この場合、「速やかに」とは、連絡を受けたときから 60 分以内を目安とする。ただし、この目安は、受注者所定の営業時間内に行われるものに限る。
- 4 受注者の作業の実施は、受注者所定の営業時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施した場合は、受注者は発注者に対して受注者所定の料金を請求することができる。

(消耗品の供給)

第 12 条 ドラム、ドラムカートリッジ、感光体ベルト等の感光体およびデベロッパについては、受注者の社員の点検または発注者の通知（リモート保守を行う場合はリモート保守による異常の検知を含む）に基づき、コピー品質維持のため受注者が必要と認めたときは、受注者はこれを取り替えるものとする。

- 2 その他の消耗品については、受注者の指定する者の巡回または発注者の申し出によって予備手持量の不足を知ったとき（リモート保守を行う場合はリモート保守により消耗品の消費を検知したときを含む）は、受注者は当該消耗品を供給するものとする。

(機械および消耗品の所有権)

第 13 条 機械および消耗品は受注者に属し、発注者はそれらを善良な管理者の注意義務を持って使用、管理しなければならない。なお、消耗品については受注者所定の保管要領に従うものとする。

- 2 発注者は、機械および消耗品が受注者の所有であることを示す表示等を棄損するなど、機械の現状を変更するような行為および消耗品をほかに流用する行為をしてはならない。

(設置場所の変更)

第 14 条 発注者は、第 3 条所定の設置場所を変更する場合は、あらかじめ受注者に通知し、受注者の承認を得なければならない。この場合において、機械の移動は受注者が実施するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により機械を移動したときは、それらに要する費用を甲に対して請求することができる。

(権利義務の譲渡禁止)

第 15 条 受注者は、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(保険)

第 16 条 受注者は機械につき、受注者の費用で動産総合保険を付保するものとする。

(損害賠償)

第 17 条 発注者および受注者は、本契約に違反し、機械に損害を与えた場合は、相手方に対しその直接被った通常かつ現実の損害についてのみ賠償するものとする。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害および逸失利益は含まれないものとする。

2 前項の場合において、動産保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず受注者は発注者に請求しないものとする。

(契約内容の変更)

第 18 条 発注者は、必要のあるときは、本契約の内容を変更し、または第 4 条に規定する機械の納入を中止させることができる。この場合において、履行期間、契約単価その他契約条件を変更する場合は、発注者受注者協議の上、書面によってこれを決めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けるときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償額は発注者受注者協議して定める。

(機密の保持)

第 19 条 受注者は、保守の実施にあたって知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らしたり、または他の目的に利用してはならない。なお、業務終了後も同様とする。

(発注者の解除権)

第 20 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

(1) 受注者が、履行期間内または契約の履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。

(2) 受注者が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。

(3) 受注者が、正当な理由がなく地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。

(4) 受注者が、本契約の入札等に当たり談合その他の不正の行為をしたとき。

(5) 受注者、受注者の役員等（受注者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または受注者の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、受注者またはその代理人が、滋賀県財務規則（昭和 51 年 滋賀県規則第 56 号）または契約条項に違反したとき。

2 受注者は、談合その他の入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

（受注者の解除権）

第 21 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は本契約を解除することができる。

(1) 第 18 条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、第 6 条に規定する複写サービス料金が 3 分の 2 以上減少することとなったとき。

(2) 発注者が契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除する場合において、受注者に損害が発生する場合は、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者受注者協議して定める。

（予期することのできない事情による契約金額の変更）

第 22 条 受注者は、履行期間中に予期することのできない事情により契約金額が不相当となったときは、発注者に対し、契約金額の変更を求めることができる。なお、当該申出にあたっては、受注者は契約金額の変更が必要であることを示す資料を発注者に提示しなければならない。

2 発注者は受注者から前項の申出があったときは、誠実に協議に応じなければならない。

3 第 1 項に定める申出を受けて発注者および受注者が協議した結果、必要があると認めるときは、契約金額を変更することができるものとする。

（誓約）

第 23 条 受注者は、滋賀県暴力団排除条例（平成 23 年滋賀県条例第 13 号）の趣旨に則り、第 20 条第 1 項第 5 号の規定に該当しないことの表明および確約のため、別紙誓約書のとおり誓約するものとする。

（不当介入があった場合の通報・報告義務）

第 24 条 受注者は、本契約の履行に当たり第 20 条第 1 項第 5 号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに発注者に報告しなければならない。

（検査、監督）

第 25 条 発注者は、必要があると認める場合には、受注者の業務に対する検査、監督または業務の実施に係る指示を行うことができる。

2 受注者は、前項の検査、監督または業務の実施に係る指示があった場合は、これに従わなければならない。

（履行状況等の報告）

第 26 条 受注者は、発注者から本契約の履行状況等について報告を求められた場合には、発注者が指示する方法、時期および内容等により、これを報告しなければならない。

（予算削減に係る契約の変更または解除）

第 27 条 発注者は、履行期間中の年度において、当該契約に係る歳出予算が減額または削除されたときは、契約を変更または解除することができる。

2 前項の規定により契約を変更または解除した場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（法令等の遵守）

第 28 条 受注者は、本契約の履行に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。

(機械および消耗品の撤去)

第 29 条 第 2 条の規定により本契約が終了した場合または第 20 条、第 21 条、または第 27 条第 1 項の規定により本契約が解除された場合は、受注者は、機械および消耗品を速やかに撤去しなければならない。これに要する費用は受注者の負担とする。ただし、発注者の責により契約を解除した場合の費用については、発注者受注者協議の上、決定するものとする。

(契約費用)

第 30 条 本契約の締結に必要な費用および機械の納入・設置および撤去に要する費用は受注者の負担とする。

(人権の尊重)

第 31 条 受注者は、滋賀県人権尊重の社会づくり条例（平成 13 年滋賀県条例第 27 号）第 3 条に基づき、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めるものとする。

(機械の保守点検時等の自動車の使用)

第 32 条 受注者は、機械の保守点検時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等の環境にやさしい運転に努めるものとする。

(管轄裁判所)

第 33 条 本契約について訴訟の必要が生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約の効力)

第 34 条 この契約が履行期間の始期までに締結されない場合において、発注者受注者双方の協議により、当該始期から契約締結時までに行われた行為は、この契約に基づくものとして取り扱うものとする。

(その他の事項)

第 35 条 本契約に定めるもののほか必要な事項については、滋賀県財務規則その他の法令の定めるところによるものとする。

2 本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、発注者と受注者が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

本契約の証として本契約書を 2 通作成し、発注者受注者記名押印の上、それぞれ 1 通を保持する。

令和 年 月 日

発注者 滋賀県彦根市川瀬馬場町 9 7 5 番地
滋賀県立河瀬高等学校長 田濃 良和

受注者 (落 札 業 者)

別 記

(機械および設置場所)

契約対象機種 型式	機械番号	設置場所

(複写サービス料金)

複写サービス料金（用紙を除く。）は、次のとおりとする。

1 か月の総使用カウント数から後記 2 および 3 に該当する数を控除した使用カウント数に、その該当する下記の単価を乗じて得た総額とする。

機種および型式	1 か月の使用カウント数	単 価
	1 カウントから カウントまで カウントから カウントまで カウント以上	

- 1 この契約における「1 か月」とは、月の初日から末日までの期間をいう。
- 2 受注者の技術員が複写機の保守に当たって、複写機の点検と調整のために使用したカウント数を 1 か月の総使用カウント数から除くものとする。
- 3 受注者は前項の控除分を減じて算出されたカウント数に以下の定率を乗じたカウント数を受注者の責に帰すべき原因による不良複写とみなし、その数を当該カウント数から減数する。（不良複写の算出にあたっては、小数点以下を切り上げるものとする。）
減数率：2 %
- 4 料金の請求に当たり、1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。